

有料老人ホーム等に係る留意事項について

● 京都市の有料老人ホーム等における 運営懇談会の開催状況（令和5年度）について

施設種別	対象施設数	開催施設数	開催比率
有料老人ホーム	87	75	86.2%
サービス付き 高齢者向け住宅	113	80	70.8%
合計	200	155	77.5%

運営懇談会は、入居者の積極的な参加を促し、かつ、外部の者等との連携により透明性を確保する観点から、本市運営基準指針において、自らが設置し、少なくとも年1回以上開催することとしています。

構成員

- 施設の管理者・職員
- 入居者やその家族
- 第3者的立場にある学識経験者や民生委員等
(努力義務)

有料老人ホーム等に係る留意事項について

● 定期報告（7月頃照会予定）について

提出期限に
ご注意を！

毎年度、有料老人ホーム情報の報告を求めています。

（老人福祉法第29条第9項、「有料老人ホーム設置者等からの報告の徴収について」
（平成30年3月30日付け老高発0330第3号厚生労働省老健局高齢者支援課長通知））

（提出物）

- 重要事項説明書（7月1日付のもの）【重説は市HPで公開】
- 決算書・財務諸表（貸借対照表，損益計算書等）
- 施設の単年度収支が分かるもの
- （赤字の場合）収支赤字理由
- 運営懇談会の開催状況報告書（令和6年度実施分）
- 介護サービス情報公表システムに係る追加・修正※

※介護サービス情報公表システムで有料老人ホーム等を
掲載・検索できる機能があります。追加・修正については、
以下のHPを参照し、本市に様式を提出してください。



URL :

<https://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/page/0000235308.html#6>

有料老人ホーム等に係る留意事項について

● 災害時情報共有システムの登録について

災害時における高齢者施設・事業所の被害状況を国・自治体が迅速に把握・共有し、被災した介護施設等への迅速かつ適切な支援につなげるため、介護サービス情報公表システムに、災害時情報共有機能が追加。

対象に、全ての有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅（特定施設の指定の有無に関わらない）が含まれます。

システムにログインする際に必要な「被災確認対象事業所番号」及び「初期パスワード」を発行し、郵送にて通知します。

新規開設の有料老人ホーム等については、以下の手順で登録してください。

- 1 介護サービス情報公表システムに登録（前頁で紹介）
- 2 災害時情報共有システムに登録

まだの施設は
速やかに提出を

災害時情報共有システムへの登録は、【被災確認計画様式エクセル】をメール（cyoujyu@city.kyoto.lg.jp）で提出



詳しくは、下記のURLの「2. システム利用登録について」を参照

<https://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/page/0000341235.html>